

磐田市スクールバス運行検討委員会報告

学府一体校の推進によって通学距離や通学経路が変わることが懸念されていることから、磐田市の全域を視野に入れる中で、スクールバスの運行を中心に、児童生徒の安全安心な登下校の在り方について検討しました。その結果を以下のとおり報告します。

令和2年8月27日

磐田市スクールバス運行検討委員会 会長 村松昌和

1 検討委員

(1) 令和元年度委員

学識経験者	元自治会地区長	村松昌和
自治会連合会の代表者	磐田市連合自治会長	村上勇夫
小・中学校のPTA代表者	南部中学校PTA会長	清水聖也
	福田小学校PTA会長	山内秀記
	豊岡北小学校PTA会長	大畑邦子
小・中学校長	向陽中学校 校長	寺田容子
	豊田北部小学校 校長	寺田綾子
	豊岡北小学校 校長	平野 篤
地域づくり応援課	地域づくり応援課長	礪部公明
学校教育課	学校教育課長	小澤一則

事務局 学府一体校推進室 学校教育課 教育総務課

(2) 令和2年度委員

学識経験者	元自治会地区長	村松昌和
自治会連合会の代表者	磐田市連合自治会長	村上勇夫
小・中学校のPTA代表者	南部中学校PTA会長	小林辰也
	福田小学校PTA会長	清水宏行
	豊岡北小学校PTA会長	大空 友
小・中学校長	向陽中学校 校長	寺田容子
	豊田北部小学校 校長	寺田綾子
	豊岡北小学校 校長	平野 篤
地域づくり応援課	地域づくり応援課長	礪部公明
学校教育課	学校教育課長	吉村康宏

事務局 学府一体校推進室 学校教育課 教育総務課

2 検討会経過

1	<p>第1回磐田市スクールバス運行検討委員会</p> <p>1 開催日 令和元年10月15日(火) 15:00-16:10</p> <p>2 出席委員 9名 傍聴者6名</p> <p>3 検討内容</p> <p>(1) 磐田市スクールバス運行検討委員会設置の目的について</p> <p>(2) 磐田市の現状と今後について</p> <p>(3) 関係法令・要綱について</p> <p>(4) 全国及び近隣他市町の状況について</p> <p>(5) 今後の検討課題について</p>
2	<p>第2回磐田市スクールバス運行検討委員会</p> <p>1 開催日 令和2年1月30日(木) 15:00-16:30</p> <p>2 出席委員 9名 傍聴者9名</p> <p>3 検討内容</p> <p>(1) 磐田市における通学距離の基準について</p> <p>(2) 利用者の範囲の指定方法について</p> <p>(3) 距離の測定方法(測距点)について</p> <p>(4) 配慮が必要な地理的条件について</p>
3	<p>第3回磐田市スクールバス運行検討委員会</p> <p>1 開催日 令和2年6月29日(月) 15:00-16:30</p> <p>2 出席委員 9名 傍聴者2名</p> <p>3 検討内容</p> <p>(1) その他配慮事項について</p> <p>ア スクールバス利用の選択について</p> <p>イ 乗降場所の選定方法について</p> <p>ウ 通学路の整備について</p> <p>エ 交通規制要望について</p> <p>オ その他配慮が必要な事項について</p>
4	<p>第4回磐田市スクールバス運行検討委員会</p> <p>1 開催日 令和2年8月18日(火) 15:00-16:00</p> <p>2 出席委員 8名 傍聴者0名</p> <p>3 検討内容</p> <p>(1) 磐田市スクールバス運行検討委員会報告について</p>

3 検討結果

(1) 小中学校の通学距離の基準

通学距離については、義務教育諸学校等の建設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「小学校にあっては、おおむね 4km、中学校においては、おおむね 6km 以内であること」と規定し、文部科学省手引きにおいても「小学校で 4km、中学校で 6km 以内という基準は、およその目安として引き続き妥当である。」としている。また、近隣市町や他県においても、豪雪地帯や山間地など特別な事情がない場合は、ほとんどがこの基準を適用している。

これらを踏まえ、本市の通学距離の基準は、以下に示す基準や支援が適切と考える。

○ 小中学校の通学距離の基準

小学校はおおむね 4km 以内、中学校はおおむね 6km 以内とする。

○ 通学支援

一体校化により通学距離の基準を上回る場合、児童生徒の心身の負担及び保護者の負担の軽減を図るため、スクールバスの運行による通学支援を行う。

(2) スクールバスの利用者の範囲の指定方法

集団登校班や同一自治会における公平感、利用者の事務手続きの負担軽減を考慮し、利用者の範囲の指定方法は以下の指定方法が適切と考える。しかし、自治会内において地理的環境が大きく異なる地域があることから、以下のただし書きを加える。

○ スクールバスの利用者の範囲の指定方法

自治会単位とする。

ただし、自治会内で高低差等の地理的条件が大きく異なる場合には、該当自治会の一部を指定する。

※ただし書き部分については、具体的な地域が明らかになった段階で、関係自治会と協議するものとする。

(3) 一体校からの距離の測定方法

市内自治会を見ると、山林や海岸、農耕地、工場等により住宅が点在していたり、集合していたりするなどさまざまな実情がある。また、スクールバスの安定的な運行や自治会間の公平性を考慮し、距離の測定方法は、以下の方法が適切と考える。

○ 一体校からの距離の測定方法

各自治会において一体校から最も遠い現住家屋までの徒歩による最短の経路とする。

(4) 配慮が必要な地理的環境

山間地や台地のある本市においては、一体校化により長い坂道を含む通学路を通う児童生徒が生じることが予想される。勾配 6%以上の坂道を歩行する場合の身体的負担は、平地と比べ約 1.5 倍になるという知見を踏まえ、勾配 6%で 1km 以上（高低差 60m 以上）の坂道を通う場合には、その身体的負担を考慮し通学距離の基準については、以下の基準が適切と考える。

○ 配慮が必要な環境における通学距離の基準

勾配 6%で 1km 以上（高低差 60m 以上）の坂道を通学する場合は、通学距離の基準を小学校おおむね 3km 以内、中学校おおむね 4km 以内とする。

(5) その他配慮すべき事項

ア スクールバス利用の選択

スクールバスを運行する地域においては、スクールバスの利用を基本とするが、保護者の判断により、利用しない選択もできることが適切と考える。（1年更新）

※スクールバスを利用する選択をする場合においても、放課後児童クラブ等を利用するための乗車しない日を設定できるものとする。

イ 乗降場所の選定について

平成 29 年度に定められた指針に則って地域づくり協議会・自治会、保護者、学校と協議し設定することが適切と考える。

<平成 29 年度に定められた指針>

- ① 運行中の事故を防止するため、経路は安全に走行できる道路であり、方向転換が必要な場合は、それが可能な場所に近接していること。
- ② 児童が安全に乗降できるよう、バスの停車に支障がない場所とし、原則として既存施設を活用すること。
- ③ 児童の乗車時間が長時間化しないよう、乗降場所の数及び位置は、次の 2 点を原則とすること。
 - ・大字を基本とした区域内に、1 か所とすること。
 - ・既存の乗降場所から、概ね 1 キロメートル以上離れた場所とすること。

※磐田市の住所表記における大字

静岡県磐田市+大字+番地

東新町及び緑ヶ丘については、住居表示を採用しているため、

磐田市+東新町+番号 磐田市+緑ヶ丘+番号となる。

ウ 通学路の点検

一体校化により通学路が変更となる場合には、関係者（保護者、学校 警察、道路河川課、学校教育課等）による通学路点検を実施し、必要な対策（道路整備含む）について検討し、道路管理者および磐田警察署に対して要望を行うことが必要である。（学校 学校教育課）

エ 交通規制要望

一体校化により通学路が変更となる場合には、関係者（保護者、学校、警察、道路河川課 学校教育課等）による通学路点検を実施し、新たな交通規制が必要と判断される場合には、関係自治会と調整の上、交通規制要望を当局に提出することが必要である。（学府一体校推進室）

オ その他学校等は以下の事柄に取り組む必要がある。

- ① 学校安全計画に基づいた交通安全教育の実施（学校）
- ② 日没時間を考慮した下校時刻の設定（学校）
- ③ 暑さ対策として、登下校時の帽子の着用や水筒の利用等についての指導（学校）
- ④ 発達段階を踏まえた通学時の携行品の重さや量への配慮（学校）
- ⑤ 可能な限り安全な通学路の設定（学校 保護者）
- ⑥ 関係自治会への通学路変更の連絡（学校）
- ⑦ 地域への登下校の見守り依頼（PTA）
- ⑧ 通学路の合同点検の実施（学校教育課）